|  |
| --- |
| 議事録概要版 |
| 平成18年11月２日（木） 黒尊川流域・奥屋内下集会所 |

|  |
| --- |
| 議題   1. 共生モデル地区の指定(案)及び保全に関する協定(案)について 2. 重点地域における許可制度の運用について 3. 四万十川流域における文化的景観の取り組み   審議概要  議事進行にあたって(事務局より)   * 委員会の開催については、四万十川流域保全振興委員会施行規則第39条第３項の定めにより、委員の半数を超える出席が必要である。本日は15名の委員のうち13名の方がご出席されいる。したがって、本委員会が成立している。神奈川大学の香月先生と東洋大学の池田先生については欠席となった。 * 議事録の署名人は、武市委員と小野川委員を任命する。 * 今日の審議は、四万十川条例の目指す姿でもある、人々の生活と自然とが共生する地区の指定についてである。 * 共生モデル地区の指定について、10月27日から11月9日までが意見書の提出期間中である。本来であれば住民の方などからの意見の提出期間が終わってから、本委員会を開催するのが本来の手順である。  しかし、日程等その他都合により前倒しでの開催となった。もし、今後、意見書の提出があった場合には、事務局より持ち回りの格好で、個別に委員の皆様の意見をいただき、後日、報告させていただく。   議題１　共生モデル地区の指定(案)及び保全に関する協定(案)について  事務局より資料1-1、1-2、1-3に沿って説明を行った。   * 近年では、田舎暮らしとか農村体験といった、都市部の方々が田舎に行き、交流するというニ－ズが高まっている。そうすることにより、自然環境の保全と地域の発展といったものが調和できるのではないか、こういう循環の仕組みが四万十川条例で目指す人々の生活と自然が調和する地域ではないかと考えている。 * 具体的に、黒尊川流域で取り組んできたことは、まず、住民と行政の協働である。四万十くろそん会議を設置し、これまで16回開催をしてきている。住民代表の方12名と、国、県、市の担当課の職員が入り、黒尊川流域の保全とか発展に関する検討、取り組みをしてきている。具体的には３つのグループに分かれ、山と川を考えるグループ、歴史と文化を考えるグループ、地域活性化を考えるグループということで取り組みを進めている。 * 住民は、黒尊から口屋内まで５つの地区で生活されている367名、163世帯、その全員が参加する組織として、「しまんと黒尊むら」を設立している。 * 清流が保たれ、自然の動植物が多様で、かつ人々の生活と自然が調和している地区を、県のモデルになる『人と自然の共生モデル地区』として位置づけることとしている。その第１候補として、これまで黒尊川流域で取り組んできた。 * 黒尊川流域は、四万十市西土佐口屋内、玖木、奥屋内及び黒尊により構成されている。この流域に居住する住民の組織しまんと黒尊むらと、四万十市、高知県の３者が、高知県の四万十川条例に定める共生モデル地区の保全に関する協定を結ぶことになった。 * 協定は、四万十市の四万十川の保全及び振興に関する基本条例の趣旨にも沿った形で結ぶことになっている。 * 協定に黒尊川流域を選んだのは、①水質が優れていること、②野生動植物が多様であること、③景観が良好であること、④人々の暮らしと自然が調和しているなどの理由からである。 * 協定のイメージは、まず、守りたいものにどういったものがあるかということで、５点ほど列記している。①黒尊川の清流、②天然の水辺林、③農山村の風景、④多様な森林、⑤地域固有の歴史や生活文化といったものがある。こういったものが失われる要因として、これまでのような公共工事、民間の開発による風景の改変、来訪者の捨てるゴミや自動車の放置、生活様式の変化が原因と考えられる。こういったものを守るために、公共工事や民間の開発については、環境に配慮した工法であるとか、材料の活用。来訪者については、マナーの向上。それから、自然に優しい生活。こういった内容で協定を結んで、今後取り組みを進めていきたいと考えている。 * 目的は、この流域には多様な森林や清流、今では数少なくなった農山村の風景など自然の魅力がたくさん残っている。この豊かな自然環境や景観の保全と人々の暮らしとが調和しながら、地域固有の生活文化や歴史が継承される地域づくりなどを住民と行政とが協働で進めていくことである。 * 協定書は、住民と行政が役割分担のなかで協働で取り組み、四万十川流域の保全と振興を図るためのものである。 * 協定における住民の取り組みは、川魚、カニ、エビ、植物などの天然資源を確保。雑木林などでの除伐、間伐。棚田や石積みなどの管理。炭焼きや木材を利用。伝統的な文化などについての「記憶」を「記録」として残すなどこれらの取組みを継続して行い、次の世代に伝えることである。 * 協定における行政の取り組みは、森林の適正な管理や作業道などの基盤整備。災害地の復旧。民間企業や地域の力を活かした森林整備。自然や景観に配慮した工事となるよう工法の工夫や自然素材（石、木など）の活用。生活文化財産の保全。生活排水対策の推進。川の状態を経年的に把握する。しまんと黒尊むらの取り組みを広く情報発信することなどである。 * 共生モデル地区の指定については、条例の規定により当該市町長及び国の機関長の意見を聴くこととしており、四万十市長からは「適当と考える」。あと、６つの国の機関長さんからは特に意見なしということで、この共生モデル地区の指定については同意を得られている。 * 協定の有効期間は、協定の締結の日から５年とし、必要に応じて見直しを行い更新する。 * 又、協定者の３者と、国の四国森林管理局を加えた４者で別途共同宣言を行う。 * 共同宣言は、黒尊川の保全と流域の振興を図り、人と自然が共生できる地域社会づくりを行っていくため、共に合意形成を図りながら、協働して次のことに取り組んでいくことを宣言するものである。 * この協定と宣言は、11月19日に予定されている地元黒尊での調印式の場で、あわせて行われることになっている。   これに対し、以下の意見が出された。   * 地域づくり協定の案、資料１－３について、「今では数少なくなった農山村の風景」という文言がある。この表現であれば、農山村の風景はどこにもあるんだと言われる。何でそれを今守る必要があるのか、表現を考える必要がある。 * 魚の正式名称についてアメゴは、アメゴ（アマゴ）と入れたほうがいい。ほかの地域ではアマゴと言っている。 * 四季折々の花木は、四季折々の植物のほうがいい。花木という言葉は、造園の先生たちというか、造園に関係していたら、花木というとものすごく限定してしまう。 * 炭焼きとか木工品というのは伝統的なものについて、積極的に売り出せるようなものを書くべきである。土木工事の材料などで四万十方式が鮮明になるのではないか。四万十、黒尊に行くと、何かいい材料があるというような。間伐材なんで、どこにでもあるけれども、プレミアがつくようにしてはどうか。 * 水の調査にだけ、人を川に入れようというのは、川の扱いが少ないのではないか。 * 費用対効果に関わる検討も必要ではないか。 * １－３にある協定の案で、「対策に取り組みます」という言葉は、重いのではないか。「配慮します」程度でしか、受け入れられないのではないか。 * 川の中の石はなるべくそのままのほうがいい。 * 「川の再生」という視点が必要ではないのか。黒尊川の再生という言葉をにどこかに組み込んではどうか。 * 森林ボランティア等を含めて、来訪者の中に積極的に村づくりに、あるいは川づくりに貢献する人たちのグループも入れるべきではないか。 * その地域で持っている文化や技術等を来訪者に伝え、来訪者に村づくり・川づくりに参加してもらうことが必要である。 * 保全と振興の部分に関しては、環境(生物の多様性・CO2等)という国際的な問題を取り込む必要があるのではないか。 * 協定、宣言について、あまり無理なことを書き込まず、合格点でいいという気持で行えばいいのではないか。 * 協定は、前段で「次の取り組みに努めます。」として、以下全文にかかっているため、強制するものではない。   まとめ   * 文言等について細かな指摘があったが、始めることが大切であるので、原案どおり了承して、細部の表現については事務局にまかせる。   議題２　重点地域における許可制度の運用について  事務局より資料2に沿って説明を行った。   * 10月1日からスタ－トした許可制度の運用について報告。   これに対し、以下の意見が出された。   * 携帯電話の鉄塔は、景観を阻害する。しかし、入り込み客・災害等の緊急時に必要となるため、色に工夫する等の指導が必要である。   議題３　四万十川流域における文化的景観の取り組み  事務局より資料3に沿って説明を行った。   * 高知県及び流域市町の四万十川条例は、４、５年前に制定され、文化的な景観を保全しようとする仕組みが既にある。 * 県条例では、流域における生活文化を後世に継承するため、四万十川に設置されている沈下橋、四万十川で行われていた、または、現在も行われている伝統漁法、棚田などを生活文化財として指定できることとなっている。 * 流域５市町の条例でも、自然及び文化景観の保全ということで、配慮するようになっている。 * 文化庁が平成15年に農林水産業に関連する文化的景観の調査を行い、「有機的に進化する景観」として、全国で180カ所を重要地域として選定し、公表している。その中に四万十川も選ばれている。 * 文化財保護法が平成16年に改正され、地域における人々の生活、または生業、及び風土により形成された景観地で欠くことのできないものを「文化的景観」として、新たに文化財の中に位置づけられる一方で、新たに景観法が制定され、文化的景観の保護制度が充実してきた。 * このような背景から、流域市町と県が連携し、奈良文化財研究所がオブザ－バ－となる「四万十川流域文化的景観連絡協議会」を平成18年10月10日に設置した。   これに対し、以下の意見が出された。   * 文化的景観に、棚田の石垣がある。石垣の修繕には高度な技術は要しない。厚生労働省から雇用促進事業で予算を獲得し、若い人たちにこの技術を伝えるなど、地域が自立していくための制度を利用する必要がある。   以上 |